

(別紙2) 移転先一覧

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
健幸福祉部福祉課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号法第9条第1項別表第1第9項に基づく利用)	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	支援対象児童及びその保護者	庁内連携システム、紙	随時
健幸福祉部健康推進課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号法第9条第1項別表第1第14項に基づく利用)	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	予防接種を受けた者又はその保護者等	庁内連携システム	随時
健幸福祉部福祉課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号法第9条第1項別表第1第23項に基づく利用)	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	要保護者及び被保護者であった者	庁内連携システム、紙	随時
総務部収納課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号法第9条第1項別表第1第24項に基づく利用)	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	滞納処分の対象となる者	庁内連携システム	随時
市民部保険年金課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号法第9条第1項別表第1第43項に基づく利用)	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人以上 10万人未満	国民健康保険加入者及び擬制世帯主	庁内連携システム	随時
市民部保険年金課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号法第9条第1項別表第1第45項に基づく利用)	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人以上 10万人未満	被保険者及び世帯主・配偶者・扶養親族	庁内連携システム	随時
市民部保険年金課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号法第9条第1項別表第1第55項に基づく利用)	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人以上 10万人未満	請求者及び扶養義務者	庁内連携システム	随時
健幸福祉部高齢福祉課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号法第9条第1項別表第1第60項に基づく利用)	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者	庁内連携システム	随時
健幸福祉部子ども支援課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号法第9条第1項別表第1第63項に基づく利用)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	申請者及び申請者と同じ世帯に属する者	庁内連携システム、紙	随時

移転先	① 法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
健幸福祉部子ども支援課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（番号法第9条第1項別表第1第64項に基づく利用）	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	申請者及び申請者と同じ世帯に属する者	庁内連携システム、紙	随時
市民部保険年金課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（番号法第9条第1項別表第1第65項に基づく利用）	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	請求者・請求者の配偶者及び扶養義務者	庁内連携システム	随時
市民部保険年金課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（番号法第9条第1項別表第1第66項に基づく利用）	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	請求者・請求者の配偶者及び扶養義務者	庁内連携システム	随時
市民部保険年金課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（番号法第9条第1項別表第1第69項に基づく利用）	低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	児童の扶養義務者（ただし、世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者に限る）	庁内連携システム	随時
市民部保険年金課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（番号法第9条第1項別表第1第80項に基づく利用）	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人以上 10万人未満	児童を扶養している者	庁内連携システム	随時
市民部保険年金課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（番号法第9条第1項別表第1第84項に基づく利用）	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人以上 10万人未満	後期高齢者医療被保険者及びその世帯主と世帯員	庁内連携システム	随時
健幸福祉部福祉課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（番号法第9条第1項別表第1第94項に基づく利用）	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	要支援者及び被支援者であった者	庁内連携システム、紙	随時
健幸福祉部高齢福祉課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（番号法第9条第1項別表第1第99項に基づく利用）	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人以上 10万人未満	介護保険被保険者及びその世帯主と世帯員	庁内連携システム	随時
健幸福祉部福祉課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（番号法第9条第1項別表第1第116項に基づく利用）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	障害福祉サービス若しくは医療費助成申請者及びその世帯員	庁内連携システム、紙	随時

移転先	① 法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
市民部保険年金課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号法第9条第1項別表第1第127項に基づく利用)	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	日本年金機構により選定された該当者	庁内連携システム	随時
市民部保険年金課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	羽島市福祉医療費助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	庁内連携システム	随時
市民部保険年金課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	羽島市福祉医療費助成に関する条例による母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	庁内連携システム	随時
市長室危機管理課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人以上 10万人未満	災害により被災した者	庁内連携システム	随時
健幸福祉部福祉課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	身体障害者福祉法による障害者自立支援事業及び地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	申請者及び申請者と同一世帯に属する者	庁内連携システム、紙	随時
健幸福祉部福祉課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	申請者及び申請者と同一世帯に属する者	庁内連携システム	随時
健幸福祉部福祉課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	申請者及び申請者と同一世帯に属する者	庁内連携システム	随時
健幸福祉部福祉課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	知的障害者福祉法による障害者自立支援事業及び地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	申請者及び申請者と同一世帯に属する者	庁内連携システム	随時
健幸福祉部子ども支援課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	羽島市保育の必要性の認定基準に関する条例(昭和62年羽島市条例第2号)による子どものための教育・保育給付の支給又は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	申請者及び申請者と同一世帯に属する者	庁内連携システム	随時
健幸福祉部高齢福祉課	羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	個人住民税関係情報	1万人未満	当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者	庁内連携システム	随時